

民主党政権公約策定に対する要請（21年4月）

全国知事会政権公約評価特別委員長

佐賀県知事 古川 康

当委員会は、昨年9月に「民主党政権公約に対する要請」を行ったところですが、その後の地方分権改革の議論の進捗、社会状況の変化を踏まえ、改めてここに民主党政権公約に対する要請を行います。

はじめに

民主党におかれては、先の参院選公約において、7つの提言のひとつに「地域のことは地域で決める『分権国家』を実現する」ことや、条例制定権の拡充を明記されるなど、これまでの全国知事会の主張を汲んでいただいています。

しかしその一方、個別補助金を全廃し、一括交付するといいいながらもその具体策が明らかでないことや税源移譲に言及がないこと、また将来的に300程度の基礎的自治体を目指すとしているが、基礎的自治体を超える行政をどこが担うか明らかでないなど不透明な部分もあります。

については、政権公約に、次の点を盛り込んでいただきますよう、強く要請します。

1. 地方分権改革の推進、地方政府の確立を政策の最重要項目として明確に位置づけること。

【趣旨は参院選公約で反映。引き続き要請】

2. 第二期地方分権改革に対する基本方針を明確にすること。

参院選公約では、短期的な問題と中長期的な問題が混在し、当面、民主党が地方分権改革をどのように進めるのかが明確ではありませんでした。

一方、地方分権改革推進法のもと、平成21年度中に「新・地方分権一

括法案」を国会に提出するため、地方分権改革推進委員会は、第1次、第2次の勧告を行い、第3次勧告が予定されています。

地方分権改革推進法は、民主党も賛成した法律であり、政治主導で改革を進めるためにも、民主党として、第二期地方分権改革に対する方針を明確にする必要があります。

については、政権公約に次の点を明記していただきたい。

(1) 地方六団体と協議し、政治主導で改革を推進

【趣旨は参院選公約に反映。引き続き要請】

(2) 地方分権改革推進委員会の第2次勧告に沿った義務付け等の廃止、条例制定権拡充による自治行政権・自治立法権の確立

【趣旨は参院選公約に反映。引き続き要請】

- 国と地方の役割分担を見直し、権限移譲を進め、自治行政権を確立すること。
- 国から地方への関与、義務づけ・枠付けを廃止・縮小し、条例制定権を拡充し、自治立法権を確立すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化

【趣旨は参院選公約に反映。引き続き要請】

- 国民からみえにくく、国と地方の二重行政の温床である国の出先機関を廃止・縮小すること。
- その際、地方の意見を踏まえながら、国自ら行政改革に取り組み事務事業の徹底的な見直しを行い、地方分権の観点から国の権限と財源を都道府県に移譲し、出先機関の人員の大幅削減を先行した上で、見直しを進めること。

(4) 税源移譲による自治財政権の確立

【民主党と全国知事会の見解の相違があり、強く要請】

- 国から地方へ税源移譲を行い、国と地方の税源配分を5：5とすること。税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減することで、自治財政権を確立すること。
- 地方消費税の充実等により、安定的で地域間の偏在性が小さい地

方税体系を構築すること。

- 地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ、法定率を見直すことにより、地方の固有財源の性格を明確にする「地方共有税」とすること。

(5) 直轄事業負担金の廃止【強く要請】

- 直轄事業負担金については責任の明確化の観点から廃止すること。特に、維持管理費分は早急に廃止すること。

(6) 地方行財政会議の法律による設置

【趣旨は参院選政策リスト 300 に反映。引き続き要請】

- 政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案・執行に反映させる地方行財政会議を設置すること。

3. 参院選公約に対する疑問点に答えること。

参院選公約に対しては、全国知事会として次の疑問点をお示ししましたが、現在もなおその疑問が解消されないままになっています。

については、政権公約策定にあたっては、是非、全国知事会の疑問が解消されるよう、見直しをお願いします。

(1) 一括交付金

- 個別補助金を全廃し、一括交付するとしているが、その規模や配分方法などが必ずしも明らかではなく、また、一括交付金化によるムダの排除により 6.4 兆円の財源を生み出すとされている。

については、現在の補助金の太宗は社会保障などの義務的経費が中心となる中で、具体的に排除されるムダの内容と、一括交付金の規模及び配分の考え方を明示すること。

(2) 税源移譲

- 税源移譲に対する言及が全くないが、国から地方への税源移譲についての考え方を示すこと。

(3) 基礎自治体と広域自治体の関係

- 300基礎自治体を目指す一方で、当面は広域自治体を都道府県とするとされているが、300基礎自治体を実現するプロセス（強制合併か自主合併か）と広域自治体のあり方との関係について考え方を示すこと。

(4) 消費税の社会保障財源化

- 税制改革大綱や税制改革アクションプログラムでは、消費税を社会保障財源とするとしているが、地方の固有財源である地方消費税と消費税の地方交付税算入分については特段の言及がない。
地方消費税と消費税の地方交付税算入分の扱いなどについて明確に示すこと。

4 住民生活・地域経済を守るために必要な地方財源を確保すること

第一線で住民生活や地域経済を支える地方自治体の役割は重要であり、そのために必要な財源を確保する必要があります。

については、以下の点を政権公約に反映していただきたい。

(1) 地方交付税の「復元」「増額」

地方税や国税5税の税収減など多額の財源不足が見込まれる厳しい状況が続くことが予想されることから、地方が安定的な地域経営を持続できるよう地方交付税の「復元」「増額」を行うこと。

(2) 地方の実情に応じた雇用対策・経済対策が実施できる仕組みの構築

厳しい雇用状況・経済状況に地方が的確に対応するための地方一般財源を確保し、国の規制を撤廃し、地方の実情に応じた自由度を発揮できる柔軟な雇用対策・経済対策を実施すること。

(3) 道路特定財源の一般財源化後の「地方枠」確保

一般財源化後も引き続き、従来、地方税、地方譲与税、国庫補助金、

地方道路整備臨時交付金等で地方財源となっていた約3.4兆円以上の額を、引き続き地方財源として確保すること。

5. 新たな国民負担について議論を避けることなく、地方財政の現状を踏まえ、地方消費税の充実をはかること。

【民主党と全国知事会の見解の相違があり、強く要請】

全国知事会の「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」が取りまとめた試算では、地方の財源不足は、平成23年度に約8兆円（地方消費税換算3%）にのぼることが見込まれ、行革努力のみでは到底打開できるものではないと考えています。

このため「地方財政の展望を踏まえた地方消費税の充実に関する提言」を取りまとめ、単に赤字減らしのための増税ではなく、住民が安心して暮らすことができるサービス水準を、地域の現場において今後とも支えていくための財源確保が可能な税財政制度の充実に取り組んでいます。

については、政権公約に次の点を明記していただきたい。

- **医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すること。**

ただし、その時期、拡充の幅等については、景気の状態に配慮しつつ、税体系の抜本的改革の中で検討し、実現を図ること。

- **地方消費税を消費税と合わせて、全額を年金等国の財源として活用する議論は、地方が社会保障に果たしている重要な役割や、地方消費税が経緯上も地方の固有財源であること、及び消費税が地方交付税の原資となっていることを顧みないものであり、採用しないこと。**

6. 道州制を検討する際には、全国知事会の考え方を踏まえた内容とすること。

民主党においては当面道州制を検討しないとされているが、今後道州制を検討する際には、以下の点に留意していただきたい。

- 道州制については、単なる都道府県合併の延長で議論するのではなく、あくまでも地方分権を推進するとの認識のもと、国のかたちそのものを見直し、中央省庁の解体再編も含めた国と地方の双方の政府を再構築する内容とすること。

7. 党の政権公約（マニフェスト）作成の過程で、全国知事会と意見交換を行うこと。

党において政権公約を作成する際には、その過程で、全国知事会と意見交換を行い、地方の意見を反映していただきたい。